

令和7年度山形県環境審議会第2回野生生物・自然環境部会 議事録

1 日時 令和7年11月27日（木） 14時～15時55分

2 場所 山形県庁1001会議室

3 出席者等（敬称略）

（1）出席委員及び特別委員

委員：横山潤、梅川信治、江成はるか、大西尚樹、齋藤潔、野堀嘉裕

特別委員：東北農政局農村振興部長 鷺野健二【代理：農村環境課 課長 田中和博】

東北森林管理局長 箕輪富男【代理：山形森林管理署 次長 庄司和哉】

東北地方整備局長 西村拓【代理：山形河川国道事務所 副所長 菊地淳】

東北地方環境事務所長 東岡礼治【代理：次長 濱名功太郎】

（2）事務局

山形県環境エネルギー部

みどり県民活動推進主幹	山寄 優
課長補佐（野生生物対策担当）	佐藤 実
自然公園保全利用主査（兼）施設整備主査	吉田 正信
主事	金 誉大
主事	高谷圭一朗

4 議 事

（1）開 会

（2）課長挨拶

山寄みどり県民活動推進主幹より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

（3）部会の成立

委員総数13名のうち10名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

（4）議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に江成委員と大西委員が指名された。

（5）審議事項

横山部会長： 本日の議題について、山形県知事から資料1のとおり6月10日、9月2日及び11月19日付けで山形県環境審議会に意見を求める諮問があったので、本日当部会で審議する。

審議事項1 第4次山形県環境計画の中間見直しについて（資料2）

（事務局より説明）

齋藤委員： 素案13ページの赤字部分の1つ目について、概要版では「認知度向上・利用拡大と保全活動の担い手確保を両輪とした」とあり、認知度の向上と利用拡大、担い手確保の両輪と読めるが、13ページを見ると利用拡大の後に中点があ

り、読みにくいので概要版と同じような記載でも良いのではないかと。素案 16 ページの赤字部分の「山形百名山について」から始まる部分について、「認知度向上・利用拡大を目指すとともに」で文章を切った上で「担い手確保を両輪とした」となっており、読みにくいので記載を整理した方が良い。また、素案 15 ページに被害防止体制の整備とあり、中間支援組織の検討を始めたという説明があったが、具体的なイメージを参考に教えていただきたい。素案 17, 18 ページに各主体の役割について記載があるが、野生鳥獣の対応について記載がなく、市町村の役割等、記載しなくて良いのか疑問に思ったので検討していただきたい。

事務局： 13, 16 ページの記載については、次回に向けて修正していく。また、各主体の役割についても、昨年制定した鳥獣関係の条例にも記載があるところなので、鳥獣被害防止対策のそれぞれの役割を記載していく。御質問いただいた持続可能な被害防止体制の整備については、まだ議論の途中であるため、参考ということで説明させていただくと、今年の 5 月に市町村及び県、そして猟友会をオブザーバーとして検討委員会を立ち上げた。その中でマンパワー不足や、どうしても人事異動により市町村の担当者のノウハウが蓄積しにくく、効果的な対策ができないという現状があり、そこを専門的な視点で手助けしようとして、中間支援組織として住民と行政との間に立ち、住民の手助けや行政の計画策定を支援してくれるような組織を導入してはどうかという議論を市町村と始めている。今年はクマ対策に非常に手間暇取られた 1 年となり、最終的な議論までにはいたっていないが、大筋では中間支援の機能は自治体の手助けになるということで合意してもらっており、今後、この機能の詳細を詰めていく段階である。

江成委員： やまがた百名山のデジタルスタンプラリーについて、遠方から来県した人がスタンプを一度に集めたいという理由で、1 日で複数の山に登るといった無謀な登山が見られるという話を聞くので、安全面に関しても配慮した方が良い。

野堀委員： やまがた百名山の利用者数を目標から削除したことについて、やまがた百名山は施策の中でも目玉となっているので、数値等は明確に記載しなくても良いが、目標として残していても良いのではないかと考える。特に南陽市の秋葉山は非常に多くの登山者がいる。森林再生に関しても注目されているなど、百名山自体が価値を持ち、価値を高めているように思う。

事務局： どちらも委員会での御意見ということで、再度、検討させていただく。

江成委員： オオシラビソの再生とあるが、虫に食べられ枯死して再生するという一連のプロセスが自然の中で発生するものであれば、それほど大きく手を加える必要はないと考えるが、あえて手を加えて早めに再生したいという理解で良いか。

事務局： お見込みの通り。野堀委員と江成委員の御意見に共通して、一方では観光色が強いということから削除しつつ、もう一方では観光にも資するというところで推進していくとなっており、一様な視点でないので今後整理していく。

横山部会長： 素案についてはボリュームもあり、別途意見照会も行っているため、後日確認していただき、何かあれば事務局まで御意見を寄せていただければと思う。そ

の他、特に御質問がないようであれば、諮問があった「第4次山形県環境計画の中間見直しについて」は、御意見を踏まえ、事務局において第3回野生生物・自然環境部会に向けて検討していくということによろしいか。

各 委 員： 異議なし。

横山部会長： それではそのようにさせていただきたいと思う。

審議事項2 蔵王国定公園及び鳥海国定公園の公園計画の変更について（資料3）

（事務局より説明）

江 成 委 員： 鳥海国定公園について、おそらく踏み跡は夏山登山ではなく、冬山登山によるものではないかと思う。木道を作るのも重要だが、春スキー等、雪融けが始まったらあまり歩かないようにするといった普及も進めていかなければならぬと考える。

事 務 局： おっしゃる通り残雪期に歩く登山者が多いようだが、7月に入っても歩く登山者がおり、案内版を表示していたが、いつの間にか外されてしまうといったこともあり、わかっているが入ってしまう登山者も実際いるようだ。

齋 藤 委 員： 7ページの変更が必要な理由の記載について、「利用者の安全性の向上を図る必要がある」という部分が、何が懸念されるから安全性を図るのかという記載が含まれてないので、記載を検討していただきたい。

事 務 局： 利用者の安全性の向上を図るとしている部分については、現状、登山道が明確でないことで、道迷いなどが生じる可能性があるということで記載した。表現について検討していく。

野 堀 委 員： 春スキーにより踏まれてしまう前にスノーモービルによる影響もあると思われる。その後、スキーヤー等が踏み固めていくといった連鎖が起きているのではないか。もう少し最初のステップを調べた方がよい。メンバーの中に鳥海山ガイド協会の人がいるので、詳しく話を聞いてみるとよい。

事 務 局： 第3回野生生物・自然環境部会までの間に関係者とは打合せをするので、原因等はしっかり確認していきたい。

大 西 委 員： 10ページの「1-1 登山道が明示されている」というのは、杭等で登山道であることが明示されているということか。

事 務 局： 8ページの中破線の現在の登山道を案内するものになる。

大 西 委 員： 8ページの赤線は県として今まで認めてないルートということか。

事 務 局： その通り。

大 西 委 員： 10ページに1-1の杭については、誰が打ったか。

事 務 局： 杭については現在の登山道を案内するものになる。既存の登山道を案内しているものの、そこから外れて歩いてしまっている人がいる。

大 西 委 員： 実質的に散策路になってしまっているのでは、正しい登山道を示している。8、9ページに記載の2ルートを認めてしまうことの悪い影響はないか。

事 務 局： 現に利用されてしまっており、このままだと更に利用が増えていくと想定されるので、そこを歩道等整備することによって、ルートに沿って歩いていただ

き、周辺が踏み荒らされるといったことがないようにしていく。

大西委員： これ以上の悪化を防ぐために認めてしまうということだが、これくらいのショートカットに何の意味があるか。このルート歩く人たちは、なぜここを歩くのか。

事務局： ルート②の緑線の方については、池塘を見られるとか、北側にある鉾立口から上った方が赤線の追加予定のルートを通って、笹ガ岳の方にショートカットして歩いていくことで利用が増えてきている。

大西委員： これが許されるのであれば、やった者勝ちな気がする。

横山部会長： 人が絶対に歩かないようにしないと無尽蔵で道ができていく。

江成委員： これは夏山を歩いている人の道なのか。

事務局： その通り。

江成委員： 春先で雪がまばらだと、スキー板を持っていると重いので少し踏んでしまっても良いといった気持ちが生じやすい。その延長で道ができてしまっているのではないかと思う。木道を整備しても、スキーヤーは木道を歩きたくないので、おそらくまた違う道ができると思う。注意喚起も含めて、検討していった方が良く考える。

事務局： 整備に当たっては登山者の誘導を図ったり、周知についても検討していきたい。

大西委員： ヤマップを見ているが、確かに緑線のルートができている形跡があり、更に9ページのルート②と記されている周辺から左にショートカットしている人たちもいる。どういう人たちがどの季節に歩いているかなど、ガイドの人たちからヒアリングしたり、もう少しリサーチをした方が良い。これ以上被害を広げないためというのは理解するが、できるのであれば認めない方が良い。

事務局： 地元関係の方々とは丁寧に意見交換していきたい。

東北森林管理局： 国有林は機能類型に応じた管理経営を進めており、その種類に応じた取扱いをしている。特に保護林や緑の回廊といった、特別な保護・管理を行っている森林もあるということを御承知おきいただきたい。今後、具体的内容について、局署と調整をしていただけるものと伺っておりますので、これについてもよろしくお願ひしたい。

横山部会長： その他、特に御質問がないようであれば、諮問があった「蔵王国定公園及び鳥海国定公園の公園計画の変更について」は、御意見を踏まえ、事務局において第3回野生生物・自然環境部会に向けて検討していくということによろしいか。

各委員： 異議なし。

横山部会長： それではそのようにさせていただきたいと思う。

審議事項3 第3期山形県イノシシ管理計画の策定について（資料4）

（事務局より説明）

野堀委員： 22ページに「危険鳥獣として指定されているイノシシが市街地に出没した場合はツキノワグマの市街地出没時に準じた対応を行う」と記載あるが、法律上、同じ対応がとれるのか。

事務局： 同じ対応をとることができる。

江成委員： 緊急銃猟について、訓練の映像を報道等で見ると、市町村間の情報の差が大きいと感じており、その辺りの周知は緊急銃猟がここまでメジャーになった今は心配しなくても良いか。

事務局： 市町村から要請があれば、タスクフォースとして緊急銃猟に関する事例の紹介や対応の状況等について意見交換をしている。また、報道等を確認して何かあれば、個別の対応になるかもしれないが順次対応していきたいと考えている。

江成委員： 全体的に良い計画になったと思う。

大西委員： 捕獲者の育成について、昨今のクマ大量出没により捕獲を自衛隊員が担うということに無理が生じている。政府のクマ被害対策パッケージにおいてガバメントハンターについて明記され、山形県のパッケージでもガバメントハンターの確保育成について議論と記載がある。イノシシ管理計画にも議論レベルで良いので記載できないか。クマについてはよくガバメントハンターの話が出て、冬眠したらどうするかといった話になるが、シカ、イノシシもいるので、ガバメントハンターを確保するとまでは記載できないと思うが、検討を始めるといった記載があると良い。

事務局： 検討していきたい。ガバメントハンターについては、雇用形態だけをもってガバメントハンターと言っているところが率直によくわからないと思っている。スペシャリストをどういった体制で抱えていくかという議論とセットですべきだと考えており、我々は中間支援組織でカバーしていこうと議論を進めている。その中で雇用形態だけをもってガバメントハンターだとしていくと、議論自体とは別に、市町村が抱えれば良いという話になってしまい、進めにくくなる。ガバメントハンターである以上は、狩猟免許を持っていてそれなりの腕があるだけでなく、秋以外にも活躍してもらおう場があり、スペシャリストとして存在してもらわなければならないので、総合的に勘案し、記載を検討していきたい。

東北農政局： 計画の名前がイノシシ管理計画となっており、この計画の下にぶら下がる形で各市町村が被害防止計画を作っているところだが、14ページの政策目標について、4ページの推定生息頭数を下げていくといった内容を目標に位置づける考えはないか。

事務局： 個体数は減らさなければいけないが、目標として定めてしまうと、それを達成するために何か施策を策定しなければならなくなることが懸念されるので、目標とまではしないと考えている。

東北農政局： 減少させていくという文言があるので、そのためにはモニタリングが非常に重

要だと思う。推定生息頭数または生息状況をしっかり把握していけるようモニタリングをして各施策の目標に繋がるようにしていただきたい。

事務局： 4 ページに記載している推定生息頭数の把握は引き続き実施していく。その中で、個体数が増加しているということであれば、計画を修正する必要も出てくると考える。

江成委員： イノシシの個体数管理については賛成の立場ではなく、イノシシは出産数や死亡率が高いので、推定値が意味のある値か疑問に思っている。そこまで個体数にこだわる必要はないと思うので、モニタリングにも取り組むが、一番重要なのは被害が減ったという実感を得てもらうのと、実際に被害額が減ることだと思うので、正確な個体数にこだわる必要はないと考える。

大西委員： 個体数をいくらまで減らすとといった記載をしないという方針はわかったが、個体数推計自体は続けるのか。そのことがどこかに記載されているか。4 ページの階層ベイズ法によるという記載も含めて、どこかに記載すべきと考える。

事務局： 個体数推計は続けていく。21 ページのモニタリングのところに記載しているが、わかりにくいので誰が見てもわかるように記載していきたい。

齋藤委員： 14 ページの政策目標に「捕獲対策の効果を実感する農業集落を対策実施農業集落の8割とする」と記載があり、20 ページの施策の目標には「侵入防止柵設置対策実施集落のうち、「効果あり」と回答する割合を8割とする」と記載がある。捕獲対策と侵入防止策を同じアンケートで聞いているのか、別のアンケートで聞いているのか教えてほしい。

事務局： 一緒のアンケートで聞いている。

齋藤委員： それだと捕獲対策と侵入防止対策の両方を実施している市町村は、どちらの効果かわからないのではないか。現実的にはどのくらい捕獲しているかといった実態を確認した上で回答していると思うが、曖昧な感じがする。

事務局： おっしゃる通りだと思うが、捕獲対策の効果が現れるためには、柵がしっかり設置してあるということを前提としている。そのため、まず被害がある市町村で柵の効果があるところはそれなりに多いが、柵を設置していても被害が出てしまう市町村においては、捕獲対策が効いてくるという考えのもとに書いているので、わかりやすく記載していきたいが、捕獲の効果が現れるということに関しては、被害防除対策がしっかりとられている集落において、それでもなお被害があるところが母数になると考えているので、そこで効果を見ていくと考えている。

齋藤委員： アンケートは侵入防止柵を実施している市町村を対象に行っているのか。

事務局： アンケートは全市町村を対象に実施し、全農業集落に回答していただくようにしている。その中で政策目標の母数とするのは侵入防止柵の対策を実施している市町村としている。

齋藤委員： わかった。

大西委員： それだと柵を設置していない市町村は、アンケートの回答はもらっているが集計には入れていないことになる。

- 事務局： そうなる。
- 大西委員： 柵を設置していないのは、捕獲の効果が出ているためと考える。
- 事務局： 理屈としてそれはあり得る。
- 大西委員： 捕獲や藪等の刈払いを実施し、それほど被害がないため、柵を設置せずに済んでいるところもあるので、捕獲の効果を過小評価していることになる。
- 江成委員： アンケートを集計しているが、純粹に市町村から集落名が報告され、母数は全集落数として集計している。そのため、捕獲はしていないが電気柵を設置しているところについても、そのまま報告してもらっている。やはり一番効果があるのは侵入防止柵で、侵入防止柵がないところで捕獲対策のみ実施しているところは全く効果がないと回答がある。実際そういった集落に行ってみると、おそらく捕獲だけでは難しいといった状況となっている。
- 事務局： アンケートはそのように集計してもらっているが、資料に記載の指標としては、アンケートの回答のうち、侵入防止柵を実施しているところを抽出する形で集計している。
- 齋藤委員： 侵入防止柵があるところで、それは効果があるという前提で、加えて捕獲対策に効果がある場合に、効果があると回答するのか、わからないと回答するのが主観的な感じがする。
- 事務局： 他の複合的な要因も含めて効果ありとなってしまうところは確かにある。アンケートの取り方や集計の仕方も含めて、また政策目標とするのか、また、施策の方に1段階落として、あくまで手段のための指標とした場合に、侵入防止柵とセットでどのように見せていくか検討していきたい。
- 大西委員： 山形県の考え方に沿うと、農業被害と人身被害といった値として出てくるものが政策目標であり、アンケート結果はそこに向けての取り組みなので施策目標とするとすっきりすると思う。
- 事務局： 次回に向けて修正する。
- 齋藤委員： 23ページの間接支援組織の記載について、自治体という言葉を使っているが、前後の記載は県・市町村となっており、自治体と記載しているのは県と市町村という意味なのか、市町村を想定しているのか、あえて自治体とした理由があるのか。
- 事務局： 基本的には市町村と想定しているので次回に向けて修正する。あくまでも鳥獣被害対策の主役は市町村なので、イメージとしては市町村の職員と住民をそれぞれ支援していく。
- 大西委員： 23ページの自然環境への影響について、リスクマップの作成とあるが、リスクマップは誰に見せるのか。
- 事務局： 湿地等を管理している方々を想定している。
- 大西委員： 示したところでどう対応するのか。畑であれば電気柵の設置となるが、高山植物の周辺や高山湿地帯に電気柵を設置するわけにはいかない。リストアップだけ良いのではないか。リスクマップを作成すると記載すると、5年以内にリスクマップを作らなければならなくなる。

- 事務局： おっしゃる通りだと思う。最終的には希少野生植物はどれを選び、どのように保全していくかというためのもの。
- 大西委員： 重点保護地域を策定したり、どこの課がどのような対応をするといった内容はもう少し先にならないとわからないので、まずはリストアップが良い。
- 野堀委員： リスクマップの作成は登山者に良いのではないかと。例えばクマがいたり、ここは危険だということを知らせるものが登山者は欲しいと思う。
- 大西委員： これはイノシシの影響によるリスクマップである。イノシシに限らずトータルパッケージで、ここの湿地が危ない、だから登山者に注意してもらおうというものであれば良いと思うが。
- 江成委員： 大西委員と同じ意見で、管理主体が国有林なのか民有林なのか、湿地が個人管理の場所なのかというのが一目瞭然であれば良いのではないと思う。おそらく野堀委員がおっしゃっているのは、自然環境への影響というより、人間が入ることの影響なので、23 ページの自然環境への影響の部分ではないかと考える。
- 事務局： おっしゃる通りの趣旨で記載している。
イノシシ管理計画から話がそれるかもしれないが、昨今クマが市街地出没を含め問題になっている。その要因として、ブナ・ナラの凶作はもちろんあるが、イノシシが大量に生息しているせいで、クマの餌を奪ってしまい、市街地に出没しているといった科学的な情報やデータをお持ちの方がいれば、何か御意見いただきたい。
- 大西委員： データはないが基本的に影響はないと考える。クマもイノシシもジェネラリストなのでお互い餌があれば食べる、なければ食べない。今年的大量出没はブナ・ナラの凶作によるものであり、イノシシは人里に出てこないだけで、イノシシも餌には困っている。もし競合による影響あるとすると、それは一昨年にも起きていたはずで、その個体はもう駆除されている。去年、ブナ・ナラが豊作とはいえ、一度減った個体数がいきなり増えるほどではない。今年クマがたくさん駆除され、一方でイノシシ増えれば、クマはトータルとして減ることだけであって、餌の競合という意味では大した問題ではない。
- 江成委員： どちらかという、ナラ枯れを心配した方が良い。青森県と秋田県の日本海側のナラは壊滅的な被害を受けている。ブナ凶作とナラ枯れの影響、今年の猛暑の影響で堅果類が影響を受けているので、それが要因だと考える。
- 大西委員： ナラ枯れ等の影響を受けて、今の世代が出没して駆除されて、来年以降どうかという枯れたナラは実をつけないので、要するに山の環境収容力が下がってくる。そのため、環境収容力分しか増えない。
- 事務局： 大変参考となった。
- 東北農政局： 侵入防止柵の整備を進めると資料に記載があるが、その原資は農林水産省の交付金だけか。要望に応えたいが、全国的にも予算の厳しい状況が好転するとは思えない。
- 事務局： 農林水産部とも調整していきたい。侵入防止柵については、交付金の要件を満

たさない場合は県単独の予算もある。また、去年から鳥獣被害対策の予算を増やしており、そういうこともあってイノシシの捕獲数を3,000頭から4,000頭とするなど、県としても対応している。

東北農政局： 圃場を囲むよりも集落全体を囲んだほうが結果的に割安となるので、そこはしっかり取り組んでほしい。

横山部会長： 交付金の金額が地元要望通りとならないことはどうかと思う。我々の研究でも申請に対して満額とはなっていなかったりしているので、省庁の予算に対する考え方を覚えてもらわないと困る。

東北農政局： 農林水産省の施策としては鳥獣被害防止総合対策交付金となるが、地元の取り組みを支援するという考え方となっていることに御理解をいただきたい。これとは別に鳥獣被害対策に要した経費に対しての交付税措置もあるので、交付金と交付税措置の両方で支援していると御理解いただきたい。

横山部会長： その他、特に御質問がないようであれば、諮問があった「第3期山形県イノシシ管理計画の策定について」は、御意見を踏まえ、事務局において第3回野生生物・自然環境部会に向けて検討していくということによろしいか。

各 委 員： 異議なし。

横山部会長： それではそのようにさせていただきたいと思う。

(6) その他

大西委員よりクマの生息状況調査の手法を従来の方法から変更したことについて意見があり、第3回野生生物・自然環境部会において事務局から説明することとなった。

議事録署名人

議 長	横山 潤
議事録署名委員	江成 はるか
議事録署名委員	大西 尚樹